

平成 30 年 11 月 5 日

許可使用者
許可廃棄業者 各位

原子力規制庁長官官房
安全規制管理官（放射線規制担当）

西田 亮三



密封されていない放射性同位元素を取り扱う許可使用者及び許可廃棄業者
における防護措置の対象の確認について（依頼）

平成 29 年 4 月 14 日に公布された「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）」では、一定の危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を扱う事業者等に対し、防護措置（セキュリティ対策）を義務付ける改正を行いました。また、平成 30 年 10 月 31 日に開催された第 38 回原子力規制委員会において、関係する規則及び告示が決定されました（規則及び告示は 11 月下旬以降に公布予定。）。なお、特定放射性同位元素の防護措置については、平成 31 年 9 月 1 日から施行予定です。

密封されていない放射性同位元素を取り扱う許可使用者及び許可廃棄業者のうち、許可証に記載されている数量が、特定放射性同位元素の数量を定める告示（別添参照）別表第 2 に掲げる 237 核種（非放散性については、別表第 1 に掲げる核種）について、同告示第 2 条に規定する数量以上の場合には施行日に向けて防護措置を講じていただくこととなります。

昨年 9 月に実施した「特定放射性同位元素に対する防護措置の法令改正に係る説明会」（平成 29 年 9 月 18 日～29 日で実施）においては、当時の許可証の情報に基づいて、密封されていない放射性同位元素を取り扱う事業者のうち、防護措置の対象となりうる許可使用者及び許可廃棄業者に案内を行い、説明会に参加して頂いたところですが、今般、関係法令が原子力規制委員会で決定されたことに伴い、対象事業者となるか否かについて改めて確認を行いたいと考えております。

つきましては、密封されていない放射性同位元素を取り扱う許可使用者及び許可廃棄業者におかれましては、以下の【具体例】を参考のうえ、許可を得ている密封されていない放射性同位元素が防護措置の対象となるか否かを改めて御確認いただき、平成 30 年 11 月 30 日（金）までに下記問い合わせ先まで御連絡をお願いします。（ただし、平成 29 年 6 月 30 日付け「原規放発第 1706307 号」の事務連絡により、防護措置の対象になる者として上記説明会の案内を受けた事業者等は除く。）

なお、防護措置の対象となる場合には、特定放射性同位元素防護管理者及び

その代理者になる予定の方に以下に記載の【特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム】に参加していただく必要がありますので、あらかじめご承知置きください。特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムの詳細につきましては、御連絡頂いた際にお伝えいたします。

また、既に上記説明会に参加いただいた許可使用者及び許可廃棄業者については、改めて御連絡いただく必要はございません。

【具体例】

<密封されていない放射性同位元素が特定放射性同位元素に該当するか否かの確認>

○貯蔵室 1、2 で以下の密封されていない放射性同位元素を保管する場合

貯蔵室 1 Mo-99 : 25TBq (貯蔵能力)、Ga-67 : 10TBq、

Mn-54 : 600GBq、Fe-55 : 370GBq、I-125 : 750MBq

貯蔵室 2 Sr-89 : 50GBq、I-125 : 50GBq、Co-60 : 75GBq、Cs-137 : 500MBq

保管の場合は、貯蔵施設の貯蔵室又は貯蔵箱における放射性同位元素の種類ごとの貯蔵能力のそれぞれの D2 値^{*}に対する割合の和が 1 以上の場合、特定放射性同位元素に該当し、当該貯蔵室又は貯蔵箱は防護措置の対象となります。

(^{*}「特定放射性同位元素の数量を定める告示」別表第 2 で定める値を用いること。ただし、固体状であって、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性の放射性同位元素の場合は同告示別表第 1 で定める値を用いること。)

→貯蔵室 1 であれば、Mo-99、Ga-67、Mn-54、Fe-55、I-125 の D2 値がそれぞれ 20TBq、400TBq、40TBq、800TBq、0.2TBq であり、これらの核種の貯蔵能力をそれぞれの D2 値で除した和が 1 以上であるため、特定放射性同位元素に該当し、防護措置の対象となります。

(評価結果) $25/20+10/400+0.6/40+0.37/800+0.000075/0.2=1.29>1$

→貯蔵室 2 であれば、計算結果が 1 未満であることから、特定放射性同位元素に該当せず、防護措置の対象外となります。

(評価結果) $0.05/20+0.05/0.2+0.075/30+0.0005/20=0.25<1$

※なお、使用する場合は、使用の場所における使用の方法に基づく一日最大使用数量の放射性同位元素の種類ごとのそれぞれの D2 値に対する割合の和が 1 以上の場合、特定放射性同位元素に該当し、防護措置の対象となります。

【特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム】

札幌会場	平成31年1月16日(水)～17日(木)
仙台会場	平成31年2月5日(火)～6日(水)
東京会場	平成30年12月15日(土)～16日(日)
	平成31年1月10日(木)～11日(金)
名古屋会場	平成31年2月26日(火)～27日(水)
大阪会場	平成30年12月11日(火)～12日(水)
広島会場	平成31年1月28日(月)～29日(火)
福岡会場	平成31年2月20日(水)～21日(木)

(問い合わせ先) 原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門
担当 山田
03-5114-2260 (セキュリティ班直通)
kisei@nsr.go.jp